

平成 29 年 7 月 18 日

協 定 機 関 各 位

群 馬 県 警 察 本 部
警 務 部 参 事 官
(サイバーセキュリティ担当)
(公印省略)

インターネットバンキングに係る不正送金に関する注意喚起について（依頼）
全国的に、インターネットバンキングに係る不正送金被害が後を絶ちません。
第三者の口座に振込ませる手口の他に、電子決済サービス（Pay-easy「ペイジー」）
を使用して電子マネー等を購入する手口も発生しています。
被害にあわないように、次のとおり注意を喚起していただきますようお願い致します。

記

1 電子決済サービス（Pay-easy「ペイジー」）を悪用した手口

犯人は、不正に入手したIDやパスワード等を使って、インターネットバンキング
にアクセスし、その後、電子決済サービス（Pay-easy「ペイジー」）を使って、
電子マネーの購入や、仮想通貨取引所に対して送金を行う
といった方法で、口座から現金を奪いとります。

※「ペイジー」とは、公共料金や各種料金等の支払いが、簡単にできるサービス

2 不正送金を防ぐために

- Windows等のOSやウイルス対策ソフトは最新の状態にしておく。
- いつもと違う入力画面が表示された場合は、直ちに取引をやめて、金融機関等に通報する。

例 いつも2桁入力するところ、4桁入力する画面が表示された。

振込処理をしていないのに、振込するためのパスワードを入力する画面が表示された。

- ワンタイムパスワードを利用する。
- パスワード等は、定期的に変更する。
- 不審なログイン履歴がないか確認する。

法人の方は、上記に加えて、

- 電子証明書を利用する。
- 取引申請者と承認者との間で、異なる端末を利用するように設定する。
- 送金限度額を必要な範囲で引き下げる。

といった対策も検討してください。

本件担当	群馬県警察本部警務部警務課 サイバーセキュリティ対策係 電話 027-243-0110(代) 内線 2681～2684 塩谷 五十嵐
------	---